

# 症対策に関するお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に傷病手当金が支給されます。

### 【対象者】

次の条件をすべて満たす方

- ①小松島市国民健康保険または徳島県後期高齢者医療制度の被保険者で、会社等から給与の支払いを受けていること。
- ②新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなった日があること。
- ③療養のため労務に服することができなくなった日について、給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。

### 【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以降労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。

- ※ただし、支給対象期間の初日が令和2年1月1日から9月30日までの間に属すること。  
(支給を始めた日から最長1年6ヵ月)

### 【支給額】

(直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2 ÷ 3 × 支給対象期間の日数

※1日あたりの支給額には上限があります。給与等が一部支払われている場合や休業補償を受けることができる場合は、支給額が減額または支給されないことがあります。

### 【申請方法】

申請を希望する場合は、まず市保険年金課にご相談ください。相談受付後、傷病手当金支給申請書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ市保険年金課まで郵送等により提出してください。

※申請書には、事業主による就労状況の証明や医療機関の証明が必要となります。

### 【お問い合わせ先】

市保険年金課 (市役所1階) 国保担当 ☎32・2113  
後期高齢者医療担当 ☎32・4120 / FAX35・0173  
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、特別給付金を給付します。給付金は児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の方(児童扶養手当法に定める「養育者」の方も含む)を対象とした「基本給付」と新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方を対象とした「追加給付」の2つです。

### 1. 基本給付

次の①~③のいずれかに該当する方。

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(児童扶養手当の申請をしていれば全額または一部停止されたと推測される方も含む)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【給付額】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 【お問い合わせ先】

市児童福祉課内「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口  
☎32・2114

### 2. 追加給付

#### 【給付金の対象となる方】

基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

※追加給付は、生活保護受給者の方は対象外です。

【給付額】 1世帯5万円

### 3. 給付金の支給手続き

①の方は、基本給付は申請不要です(8月末頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。受取先の口座を解約している場合は、振込指定口座を変更する手続きをお願いします。)

①の方で追加給付を希望する場合、②の方で基本給付・追加給付を希望する場合、③の方で基本給付を希望する場合は申請が必要です。必要書類など手続きの詳細については、左記お問い合わせ先までご確認ください。